

生産緑地地区内における行為の許可申請についての手引き (生産緑地法第8条第2項関係)

生産緑地地区内では、建築物の新築や宅地の造成等の行為は、市長の許可を受けなければしてはなりません。

許可申請にあたっては、必ず、事前に豊中市都市計画推進部都市計画課へご相談ください。

1. 【許可が必要な行為】

- 建築物その他の工作物の新築、改築または増築
- 宅地の造成、土石の採取その他の土地の形質の変更
- 水面の埋立てまたは干拓

2. 【許可することができる行為】

次の①から③に掲げる施設の設置または管理に係る行為で、周辺の住環境などの良好な生活環境の確保を図る上で支障がない^{※1}と認めるもの。

※1 たとえば、騒音や悪臭等により周辺の生活環境に悪影響を及ぼす恐れがないことや周辺の交通環境に支障を及ぼさないよう配慮されていることなどを指します。

- ① 1号施設：次に掲げる施設で、当該生産緑地において農林漁業を営むために必要となるもの
- イ) 農産物等の生産又は集荷の用に供する施設
 《ビニルハウス、温室、育種苗施設、集果施設等》
 - ロ) 農林漁業の生産資材の貯蔵又は保管の用に供する施設
 《農機具等の収納施設、種苗貯蔵施設、サイロ等》
 - ハ) 農産物等の処理又は貯蔵に必要な共同利用施設
 《選果場、ライスセンター（米麦乾燥場）等》
- 二) 農林漁業に従事する者の休憩施設
 《休憩所、あづまや、便所等農作業の準備を行い、作業の合間に休憩をとるために必要な施設》

② 2号施設：次に掲げる施設で、当該生産緑地の保全に著しい支障を及ぼすおそれがなく、かつ、当該生産緑地における農林漁業の安定的な継続に資するものとして、生産緑地法施行規則で定める基準に適合するもの。

イ) 当該生産緑地地区及びその周辺の地域内において生産された農産物等（以下「地域内農産物等」という）を主たる^{※2}原材料として^{※2}使用する製造又は加工の用に供する施設
《ジャム等を製造又は加工する施設等》

ロ) 主として^{※3}地域内農産物等又はこれを主たる^{※2}原材料として製造され、若しくは加工された物品の販売の用に供する施設
《直売所等》

ハ) 地域内農産物等を主たる^{※2}材料とする料理の提供の用に供する施設
《農家レストラン等》

[規則]

- ・ 当該生産緑地地区の区域内の土地から当該生産緑地地区内にある 2 号施設の敷地（駐車場^{※4}を含む）を除いた面積が 300 m²以上であること
- ・ 当該生産緑地地区内にある 2 号施設の敷地面積（駐車場^{※4}を含む）の合計が当該生産緑地の面積の 10 分の 2 以下であること
- ・ 当該生産緑地に係る農林漁業の主たる従事者が設置及び管理を行う施設であること

※2 量的又は金額的に 5 割以上使用すること

※3 これらが他の農産物や製造・加工品よりも量的又は金額的に多いこと

※4 2号施設に附帯する駐車場については、必要最小限のものとする

【注意】 他者が所有する生産緑地を併せないと基準に適合しない場合

2号施設を設置することにより、同じ生産緑地地区内の他の所有者の同権利が制限されるため、他の所有者の同意が必要となります。また、他の所有者が所有する生産緑地が廃止となり基準に適合しなくなった場合には、農地等に原状回復となりますので、できるだけご自身が所有する生産緑地において基準に適合するようお願いいたします。

③ 3号施設：次に掲げる施設で、主として都市の住民の利用に供される農地で、相当数の者を対象として定型的な条件で、レクリエーションその他の営利以外の目的で継続して行われる農作業の用に供されるもの（いわゆる市民農園）に設置される当該農地の保全又は利用上必要なもの

一 農作業の講習の用に供する施設
《講習室等》

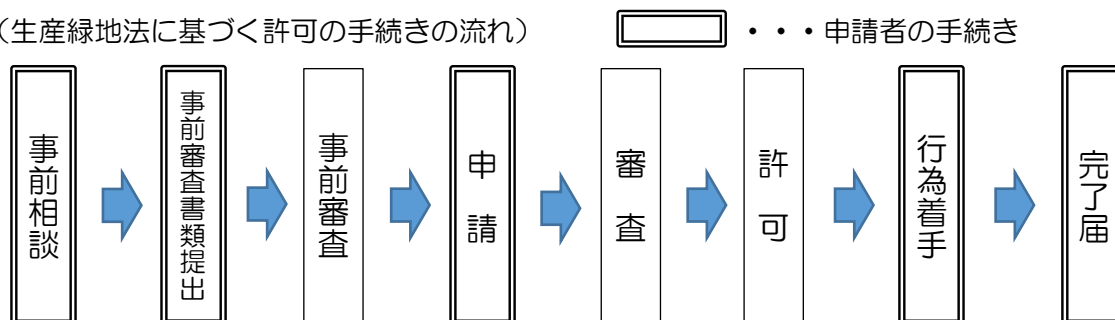
二 管理事務所その他の管理施設
《管理事務所、管理人詰所、管理用具置場、ごみ処理場等》

3. 【許可までの流れ】

生産緑地地区内で行為を行うに当たっては、生産緑地法以外にも関連法令を遵守しなければなりません。事前に関係部局（農業委員会、建築審査課、開発審査課、上下水道局、消防署、保健所等）にご確認いただいた上で、生産緑地法に基づく許可申請の手続きを行ってください。

- ※ 生産緑地法以外の必要な手続きに関しては、必ずご自身でご確認のうえ、漏れの無いようご注意ください。
- ※ 都市計画法第8条第1項に規定する用途地域や同法第12条の5に規定する地区計画による制限により、建築等ができない場合がありますのでご注意ください。

（生産緑地法に基づく許可の手続きの流れ）



- 事前相談
行為の概要について、市（都市計画課）へ事前にご相談ください。
- 事前審査
事前審査に必要な書類（別紙参照）を1部そろえ、市（都市計画課）へ提出してください。市で事前審査を行い、結果をご連絡します。
- 申請～許可
 - ・ 必要書類（別紙参照）を2部そろえ、申請してください。
 - ・ 市で審査を行い、許可の場合は許可証を発行します。
- 行為着手
 - ・ 市より許可証が発行されたら行為に着手することができます。
 - ※生産緑地法以外の必要な手続きについても、漏れなく行ってから着手してください。
- 完了届
 - ・ 許可に係る行為が完了したら完了届に完了状況の写真を添付し、提出してください。

[申請提出先及び問合せ先]

豊中市都市計画推進部都市計画課（市役所第2庁舎4階）
都市計画係 電話：06-6858-2089